## 三川町地域計画の変更に係る協議の結果公表について

地域計画を策定、変更する際は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日 法律第65号)第18条第1項に基づき協議を行うこととされておりますが、次の変更 内容については、三川町のホームページにおいて意見聴取を行う簡易な方法を用いる ことで農業者と関係機関が合意しております。

つきましては、令和7年9月30日から令和7年10月14日までHPにて意見聴取を 行いましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議の結果 を公表します。

協議(話合い)の場を設けず、簡易な方法を用いる変更内容

地域計画名	変更内容	備考
三川地区	住宅の建築に伴う、現況地目が農地の土地の一 部を農用地区域から除外	目標地図の変更なし